

# 産業廃棄物の基礎

## <内容>

1. 廃棄物の分類について
2. 排出事業者責任とは
3. 産業廃棄物の適正処理



令和7年3月14日

浜松市 環境部 産業廃棄物対策課

1

1. 廃棄物の分類について

2. 排出事業者責任とは

3. 産業廃棄物の適正処理

2

# 廃棄物の分類

## 廃棄物の定義【法第2条第1項】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。

## 産業廃棄物の定義【法第2条第4項】

この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

**20種類！**

(特別管理産業廃棄物を除く)

# 産業廃棄物の種類 ①

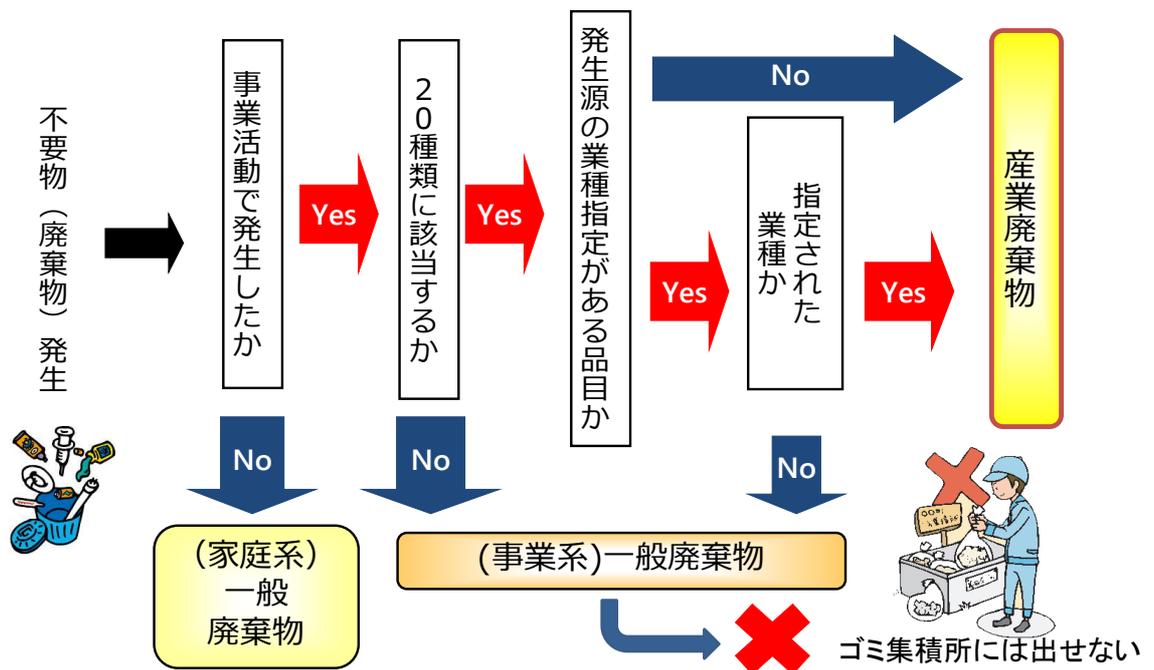
産業廃棄物 (通常産廃)  20種類	業種指定なし (どの業種が 出しても産廃)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 (ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず)、 鋳さい、がれき類、ばいじん <b>(12種類)</b>
	業種指定あり (特定業種のみ 産廃になる)	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 <b>(7種類)</b>
	—	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの (1種類)
特別管理 産業廃棄物	一部業種や排出場所の指定あり	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 <b>(業種指定あり)</b> 、特定有害産業廃棄物

## 産業廃棄物の種類 ②

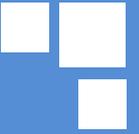
産廃の種類	業種指定
紙くず	○建設業 <u>(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)</u> ・パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業 ・新聞業、出版業、製本業 ・印刷物加工業
木くず ※ただし、木製パレットは業種指定なし	○建設業 <u>(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)</u> ・木材又は木製品製造業 ・パルプ製造業、輸入木材卸売業 ・物品賃貸業
繊維くず	○建設業 <u>(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)</u> ○繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く) 畳、じゅうたん、木綿くずなどの天然繊維くず
動植物性残さ	・食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場
動物のふん尿	・畜産農業
動物の死体	・畜産農業

5

## (まとめ) 廃棄物の分類の考え方



6



1. 廃棄物の分類について
2. 排出事業者責任とは
3. 産業廃棄物の適正処理

7

## 排出事業者責任

産業廃棄物を処理しようと思ったら…



廃棄物が手元からなくなれば  
それで処理は終了??



排出事業者は、廃棄物の処理  
が“完了”するまで見届ける  
義務がある

= **排出事業者責任**

8

## 排出事業者責任

- (法第3条第1項)  
事業活動に伴って生じた廃棄物を「自ら」の責任において適正に処理しなければならない。
- (法第11条第1項)  
事業者は、その産業廃棄物を「自ら」処理しなければならない。
- (法第12条第1項)  
事業者は、「自ら」その産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

「自ら」→自社処理だけでなく他者に委託した場合を含む！

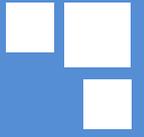
9

## 排出事業者責任のあらわれ

①	保管基準	▶▶	廃棄物を保管する際にかかる基準
②	委託基準	▶▶	委託して処理する場合にかかる基準
③	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度	▶▶	排出事業者が委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、適正な処理を確保することを目的とした制度
④	処理状況の確認	▶▶	「一連の処理」の確認義務
⑤	その他各種制度	▶▶	・管理責任者設置、届出(条例で規定) ・多量排出処理計画書、実施状況報告書の提出

**廃棄物が適正処理されるよう複数のチェック機能が設けられています** 

10



1. 排出事業者責任とは
2. 廃棄物の分類について
3. 産業廃棄物の適正処理

## 排出事業者責任のあらわれ

①	保管基準	▶▶	廃棄物を保管する際にかかる基準
②	委託基準	▶▶	委託して処理する場合にかかる基準
③	産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度	▶▶	排出事業者が委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、 適正な処理を確保することを目的とした制度
④	処理状況の確認	▶▶	「一連の処理」の確認義務
⑤	その他各種制度	▶▶	・管理責任者設置、 <b>届出 (条例で規定)</b> ・多量排出処理計画書、実施状況報告書の提出

**廃棄物が適正処理されるよう複数のチェック機能が設けられています** 

# 産業廃棄物の適正な処理①（保管基準）

## 保管基準（法第12条第2項、規則第8条）

### ■ 掲示板の作成例

(特別管理) 産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量	
管理者氏名	
管理者連絡先	
最大積上高	

60cm以上

60cm以上

### ・ 保管場所の囲い、表示

→ 周囲に囲いを設置、産業廃棄物の保管場所である旨の表示

### ・ 各種予防措置

→ 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散及び害虫発生などの予防措置

13

# 産業廃棄物の適正な処理①（保管基準）

### ■ 掲示板の作成例

#### 規格内容：

- ・ 縦横60cm以上

#### 表示内容：

- ・ 保管場所である旨
- ・ 保管する産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 管理者の氏名又は名称、連絡先
- ・ 最大保管高さ  
(※屋外にて容器を用いず保管する場合のみ)

(特別管理) 産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量	
管理者氏名	
管理者連絡先	
最大積上高	

60cm以上

60cm以上

14

## 産業廃棄物の適正な処理①（保管基準）

- ・ 保管場所の表示  
（見えやすい場所に掲示板を設置）
- ・ 保管場所の囲い  
（柵や擁壁、トラロープの設置）
- ・ 悪臭、飛散、流出の防止措置  
（容器に入れる、覆いをする等）



15

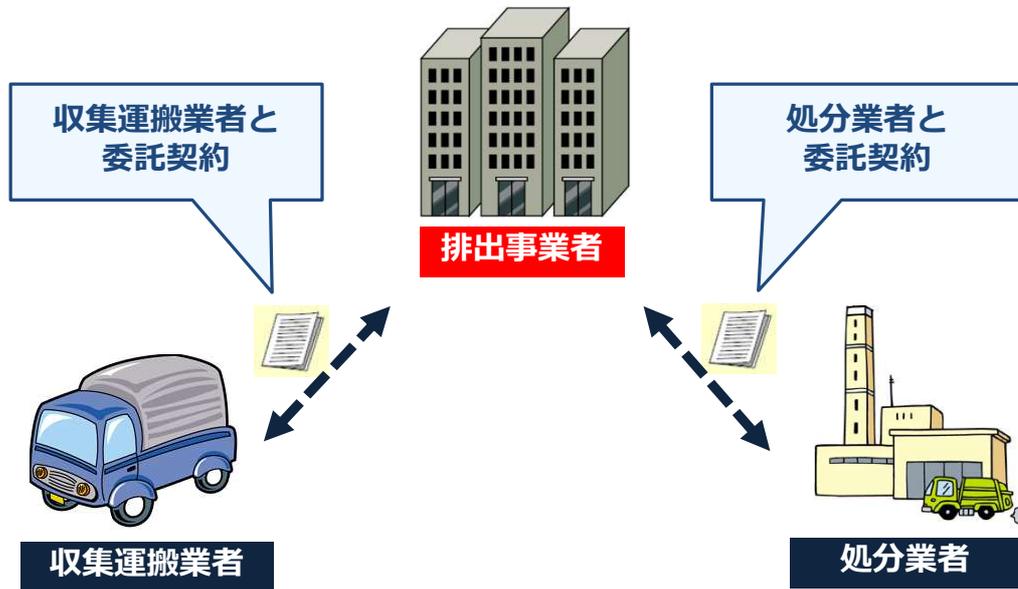
## 産業廃棄物の適正な処理①（保管基準）

### ■ 適正な保管場所の様子



16

## 産業廃棄物の適正な処理②（委託基準）



17

## 産業廃棄物の適正な処理②（委託基準）

### 委託基準（法第12条第5項、第6項）

1. 産業廃棄物処理の許可を有する業者に処理委託する
2. 委託する内容が許可業者の事業範囲にあること
3. 第三者を介さずに直接、契約を締結すること
4. 必要事項を記載した契約書（書面）で行うこと  
※許可証の写し等の添付必
5. 契約書を契約終了の日から5年間保存

18

# 産業廃棄物の適正な処理②（委託基準）

1. 産業廃棄物処理の許可を有する業者に処理委託する
2. 委託する内容が許可業者の事業範囲にあること

許可番号第 [ ]

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 静岡県浜松市 [ ]

名称 [ ]

代表者の氏名 [ ]

浜松市長 鈴木 康友

許可の年月日 令和4年5月12日

許可の有効年月日 令和11年5月11日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分  
中間処分 (圧縮、破砕、溶融)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮  
廃プラスチック類  
以上 1種類

イ 破砕  
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、おれき類  
以上 7種類

ウ 溶融  
廃プラスチック類  
以上 1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所 [ ]

イ 設置年月日  
平成13年7月31日

ウ 処理能力

# 産業廃棄物の適正な処理②（委託基準）

## 契約書の法定記載事項（令第6条の2第1項1～4号、規則第8条の4の2第1項1～9号）

共通項目	
1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量	※特別管理産業廃棄物(特管)の場合 種類、数量、性状、荷姿、取扱い注意事項 を委託前にあらかじめ書面で通知
2. 委託料金	
3. 委託する業者の事業の範囲	
4. 委託契約の有効期間	
5. 輸入廃棄物の有無	
6. 委託者の有する適正処理に必要な事項に関する情報 (産業廃棄物の性状及び荷姿、石綿含有廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物等が含まれる場合にはその事項等)	
7. 委託期間中に当該産業廃棄物に係る情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項	
8. 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項	
9. 契約解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項	※許可証の写し添付必要
収集運搬契約項目	処分契約項目
1. 運搬の最終目的地の所在地	1. 処分または再生する場所の所在地、 処分方法、施設の処理能力
2. 積み替え保管をする場合には、保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限	2. 最終処分の場所の所在地、最終処分方法、 施設の処理能力

# 産業廃棄物の適正な処理②（委託基準）

## ＜選定基準＞

- ✓ 処理に必要な許可品目や処理能力を有していること
- ✓ 処理施設の管理状況等が適切であること
- ✓ 処理料金が適切であること

**適正に処理できる許可業者を選択すること！**

### ＜例＞

- ・複数の処理業者の見積りをとる
- ・実地確認を行う（条例規定！）

# 産業廃棄物の適正な処理③

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

（法12条の3第1～8項、規則第8条の20～28）

### ・マニフェストの交付

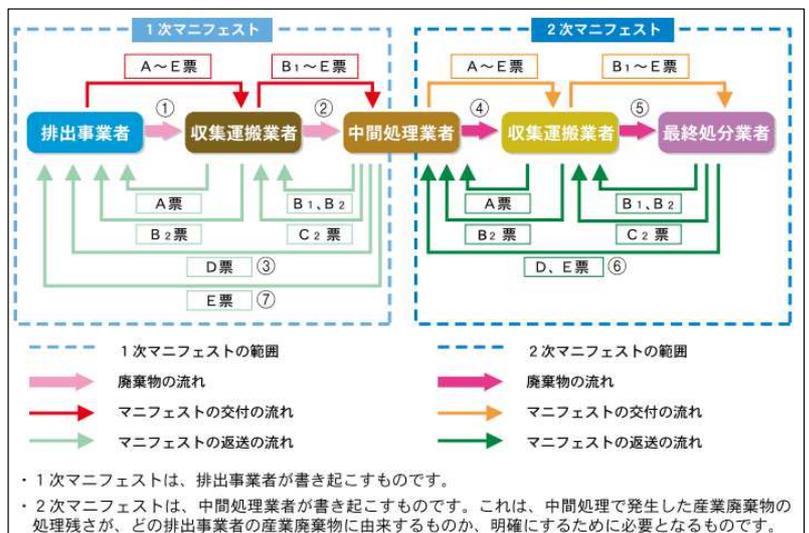
（産業廃棄物の引渡しと同時に。）  
（種類・運搬先ごとに。）

### ・マニフェストの返送受領、確認

（B2・D票：90日以内。E票：180日以内。）

### ・マニフェストの保存

（A票：交付日から**5年間**  
B2・D・E票：送付を受けた日から**5年間**）



## 産業廃棄物の適正な処理③

### 電子マニフェスト制度

(法第12条の5、規則第8条の31~38)

#### ・情報処理センターへの報告期限

排出事業者：廃棄物を引き渡してから**3日以内**

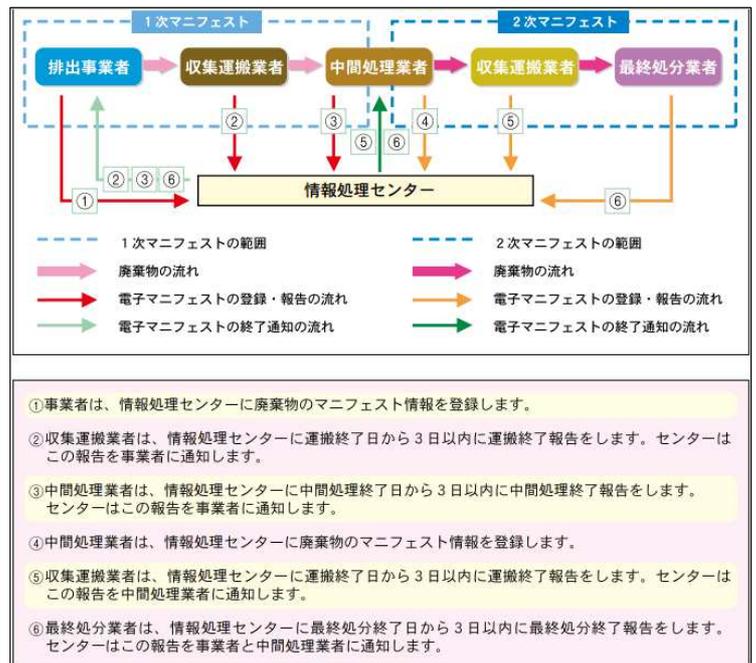
収集運搬業者：運搬終了日から**3日以内**

中間処理業者：中間処理終了日から**3日以内**

最終処分業者：最終処分終了日から**3日以内**

#### ・使用義務者

前々年度の**特別管理産業廃棄物**  
(PCB廃棄物を除く)の発生量  
**50トン以上**の排出事業者



23

## 産業廃棄物の適正な処理④ (実地確認)

〈法と条例の関係性〉

廃棄物処理法 第12条第7項

= 処理状況の確認等の**必要な措置**を行うことを義務付け

※努力義務



『**浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例**』第10条  
= **実地確認**

24

## 産業廃棄物の適正な処理④（実地確認）

実施の時期	委託契約締結前（おおむね3か月以内）
実施の頻度	委託契約ごと ※契約期間が1年以上の継続契約や自動更新契約の場合は <b>毎年1回以上</b>
記録の保存期間	記録を行った日から5年間（電子でも可）
記録の内容	○実地確認の確認事項 ・施設の状況（施設点検簿、実機の稼働状態等） ・処理の状況（マニフェストや帳簿、保管場の状況等） ○確認を行った年月日 ○確認を行った者の氏名

参考：『産業廃棄物処理の委託先の実地確認におけるチェックシート例』

25

## 産業廃棄物の適正な処理④（実地確認）

### 免除対象（条例第10条第1項各号）

	解説
第1号	優良認定事業者 (廃棄物処理法施行令第6条の9第2号、同第6条の11第2号等)
第2号	マニフェストの交付を要しない者 (廃棄物処理法施行規則第8条の19 ※一部抜粋) 専ら業者（3号） 再生利用認定業者（4号） 広域認定業者（5号）
第3号	従前の委託の期間を更新して委託しようとする 場合（1年未満の契約期間の延長等。例：契約期間6ヶ月 →8ヶ月）

優良認定事業者へ委託する  
場合の対応

優良認定事業者はインター  
ネット上で記録を公表する  
義務があります  
→処分業者HP等で確認を  
行ってください  
(記録は保管すること)

26

## 産業廃棄物の適正な処理⑤（その他制度）

産業廃棄物管理責任者の設置、届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松市条例第8条第1～9項</li> <li>・発生量が小規模な事業場は対象外 （直前5年間の平均的な発生量：通常産廃：10トン／年未満、特管産廃：0.5トン／年未満）</li> <li>・管理責任者の資格要件なし</li> </ul>
特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第12条の2第8項、浜松市条例第9条第1～2項</li> <li>・発生量の規定なし</li> <li>・管理責任者の資格要件あり（規則8条の17）</li> </ul>
（特別管理）産業廃棄物処理計画書、実施状況報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第12条第9～11項、法第12条の2第10～12項</li> <li>・多量排出事業者（前年度発生量が通常産廃1,000トン以上、特管産廃50トン以上）が対象</li> </ul>

27

## 産業廃棄物の適正な処理まとめ

保管基準	▶▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所の囲い、表示</li> <li>・廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散及び害虫発生などの予防措置</li> </ul>
委託基準	▶▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処理の許可を有する業者に処理委託すること</li> <li>・委託する内容が許可業者の事業範囲にあること</li> <li>・第三者を介さずに直接、契約を締結すること</li> <li>・必要事項を記載した契約書（書面）を交付</li> <li>・契約書を契約終了の日から5年間保存</li> </ul>
マニフェスト制度	▶▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェストの交付</li> <li>・ " 返送受領、確認</li> <li>・ " 保存(各種、定められた日から5年間)</li> </ul>
処理状況の確認	▶▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上の実地確認</li> </ul>
その他各種制度	▶▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（特別管理）産業廃棄物管理責任者の設置、届出</li> <li>・多量排出処理計画書、実施状況報告書の提出</li> </ul>

28

## 参考資料

<p>『排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト』 (下記、HP内にpdfファイルのダウンロードリンクあり) 環境省HP : <a href="https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html">https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html</a></p>	
<p>『産業廃棄物排出事業者のしおり』 (下記、HP内にpdfファイルのダウンロードリンクあり) 浜松市HP : <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_shiori/index.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_shiori/index.html</a></p>	
<p>『産業廃棄物処理の委託先の実地確認におけるチェックシート例』 (下記、HP内にpdfファイルのダウンロードリンクあり) 浜松市HP : <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_jourei/index.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_jourei/index.html</a></p>	

29

廃棄物の適正処理をお願いします。  
ご静聴ありがとうございました。



浜松市 環境部 産業廃棄物対策課

■電話 : 053-453-6110

■メール : [sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

30